

国家公安委員会・警察庁

番号	制度名
国家公安委員会・警察庁	
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③＜租税特別措置等による達成目標に係る測定指標＞欄への補足説明）

事前評価書中8③＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞欄において分析されているとおり、本租税特別措置等が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約28%減少することによって、1隻当たりの駆動時間も同様に約28%減少するため、この減少分の約28%を本措置の直接的な効果として説明することができる。したがって、本測定指標（ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間）は、他の要因の影響を大きく受けるものの、本租税特別措置等の直接的な効果を説明することができるものであることから、適切な指標である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」においては、船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の用に供する軽油の引取りに関する軽油引取税の課税免除の特例措置に係る適用額の合計が記載されており、警察用の船舶のみに係る適用額を分別することができないことから、同報告書に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税法に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

本措置の直接的な効果は、測定指標を用いて以下のように把握できる。

- ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される駆動時間

（ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間×本措置が延長されなかった場合に購入できる軽油の減少率）

平成22年度 165.8時間 (552.8×0.300)

23年度 149.8時間 (561.0×0.267)

24年度 217.5時間 (842.9×0.258)

25年度 172.7時間 (702.0×0.246)

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

本措置の直接的な効果は、測定指標を用いて以下のように予測できる。

- ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される駆動時間

（ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間×本措置が延長されなかった場合に購入できる軽油の減少率）

平成26年度 186.1時間 (664.7×0.28)

27年度 186.1時間 (664.7×0.28)

28年度 186.1時間 (664.7×0.28)

29年度 186.1時間 (664.7×0.28)

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③＜税収減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」欄において記載。）は、「ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間」（事前評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄において記載。）の増加等の本租税特別措置等の効果に比して、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③＜税収減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」欄において記載。）は、「ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間」（事前評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄において記載。）の増加等の本租税特別措置等の効果に比して、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に本租税特別措置等が廃止されたとすれば、国及び都道府県が支弁する経費の一部が都道府県の税収となる。警察用船舶の燃料費のうち、都道府県が支弁する部分については、都道府県の税収から支出されるものであるが、国が支弁する部分については、支弁する対象を維持経費に限定し、あくまで例外的に国が支弁しているものであり、その対象に見合う額以上の国費が当該都道府県の税収となることは、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第2項が当該都道府県警察に要する経費について原則都道府県が支弁することとしている趣旨に反し妥当でない。

また、本租税特別措置等が廃止され、都道府県の税収が増加すれば、水上警察活動に対する予算措置が行われるのではないかという主張もあり得るが、都道府県の予算の編成権は知事に専属するものであり（地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条等）、軽油引取税は普通税であることも踏まえると、地方自治の観点から、必ずしも軽油引取税課税分の予算が措置されるとは限らない。一方、本租税特別措置等は地方税法の規定により、全国的斉一性をもって設けられているものであり、安定的に水上警察活動に対して財政的措置を行うことができる。したがって、そのような観点からも、本租税特別措置等が予算措置よりも必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化(警察用の船舶)(地方税1)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	生活安全局地域課、長官官房会計課装備室
4	評価実施時期	平成 26 年7月(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 32 年3月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 31 年の軽油引取税創設当時から、非課税措置がなされていた。平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は3年間の時限措置となり、これが平成 24 年に延長され、平成 27 年3月 31 日までの時限措置となった。
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ◎ 国民の安全・安心の確保 ○ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止 ○ 海上警備・沿岸警備の強化 ○ 薬物・銃器密輸の水際阻止の強化 ○ 密漁事犯・環境犯罪の取締り等の推進 ○ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保 ○ 海上における人命救助 等 《政策目的の根拠》 ○ 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第2条第1項及び第 36 条第2項 ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成 25 年 12 月 10 日犯罪対策関係会議決定・閣議決定) 2(3)③ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止 2(3)④ 海上警備・沿岸警備の強化 4(3)④ 薬物密輸の水際阻止の強化 4(4)② 銃器密輸の水際阻止の強化 4(6)④ 密漁事犯の根絶 4(6)⑧ 環境犯罪対策の推進 5(4)⑦ 地域警察活動の強化 7(1)③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 7(1)⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保 ○ 国土強靱化基本計画(平成 26 年6月3日閣議決定)第3章2(1)(「救助・救急活動や警戒等に必要な…船舶…等の装備資機材…等について…整備・高度化を推進する。」) ○ 国土強靱化基本計画(平成 26 年6月3日閣議決定)第3章2(1)(「救助・救急活動や警戒等に必要な…船舶…等の装備資機材…等について…整備・高度化を推進する。」)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 平成 26 年度実績評価計画書(平成 26 年3月 国家公安委員会・警察庁) 基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 基本目標 3 組織犯罪対策の強化 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 業績目標 2 来日外国人犯罪対策の強化 基本目標 5 国の公安の維持

有効性等	① 適用数等	業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水上警察活動の充実 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間 ・ 水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数、保護救助人員数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 警察用船舶は、 ○ 密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り ○ 災害・水難時の捜索救助 ○ 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備 等の水上警察活動に不可欠な資機材として用いられているところ、課税免除措置がなされた場合、当該活動に要する燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、警察用船舶の駆動時間が増加し、水上警察活動の充実が図られ、もってテロ活動の未然防止等、国民の安全・安心の確保に寄与することが見込まれる。
有効性等	② 減収額	ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 ○ 将来の推計 平成 27 年度:151 隻 平成 28 年度:151 隻 平成 29 年度:151 隻 (算定根拠) 平成 25 年中のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数 ○ 過去の実績(※全てに本特別措置を適用している。) 平成 22 年:169 隻 平成 23 年:162 隻 平成 24 年:158 隻 平成 25 年:151 隻 ○ 将来の推計 平成 27 年度:1億 1,400 万円 平成 28 年度:1億 1,400 万円 平成 29 年度:1億 1,400 万円 (算定根拠) 平成 21 年から 25 年の課税免除額の平均 ○ 過去の実績 平成 21 年度:約1億 1,400 万円(約 3,560 キロリットル) 平成 22 年度:約1億 1,400 万円(約 3,555 キロリットル) 平成 23 年度:約1億 1,000 万円(約 3,423 キロリットル) 平成 24 年度:約1億 1,400 万円(約 3,540 キロリットル) 平成 25 年度:約1億 1,700 万円(約 3,631 キロリットル)

③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、水上警察活動が充実することにより、海上及び海上からのテロ活動の未然防止や海上警備・沿岸警備の強化等が図られる。</p> <p>○ 過去の実績 ・海上及び海上からの重大テロ事案等の発生件数 平成 22 年：0 件 平成 23 年：0 件 平成 24 年：0 件 平成 25 年：0 件 ・水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数 平成 22 年：323 人 平成 23 年：355 人 平成 24 年：240 人 平成 25 年：155 人 ・水上警察活動に伴う保護救助人員数 平成 22 年：269 人 平成 23 年：144 人 平成 24 年：203 人 平成 25 年：107 人 平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、水上警察活動が充実し、海上及び海上からのテロ活動の防止や海上警備・沿岸警備の強化等による国民の安全・安心の確保という所期の目標が達成されたが、引き続き、国民の安全・安心の確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の数 平成 27 年度：151 隻 平成 28 年度：151 隻 平成 29 年度：151 隻 (算定根拠) 平成 25 年中のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間 平成 27 年度：664.7 時間 平成 28 年度：664.7 時間 平成 29 年度：664.7 時間 (算定根拠) 平成 22 年から 25 年のディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間の平均 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間が十分に確保されることにより、水上警察活動の充実が図られる。</p>
---	----------------------	---

		<p>○ 過去の実績 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の数(※全てに本租税特別措置を適用している。) 平成 22 年：169 隻 平成 23 年：162 隻 平成 24 年：158 隻 平成 25 年：151 隻 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間 平成 22 年：552.8 時間 平成 23 年：561.0 時間 平成 24 年：842.9 時間 平成 25 年：702.0 時間</p> <p>【ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の 1 隻当たりの任務別活動時間】 ※ 国有船舶に限る。 ・警備・警戒従事時間(原子力発電所、空港等重要施設警備を含む。) 平成 22 年：54.2 時間 平成 23 年：46.1 時間 平成 24 年：23.7 時間 平成 25 年：20.5 時間 ・警ら活動従事時間 平成 22 年：463.8 時間 平成 23 年：479.8 時間 平成 24 年：506.2 時間 平成 25 年：474.7 時間 ・捜索・救助従事時間 平成 22 年：16.5 時間 平成 23 年：14.8 時間 平成 24 年：17.3 時間 平成 25 年：19.0 時間 ・捜査活動従事時間 平成 22 年：17.1 時間 平成 23 年：14.5 時間 平成 24 年：14.4 時間 平成 25 年：15.5 時間</p> <p>平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されたことにより、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間が十分に確保され、水上警察活動の充実という所期の目標が達成されたが、引き続き、水上警察活動の充実を図る必要がある。</p> <p>※ 参考 ○ 過去の実績 ・ガソリンエンジン搭載警察用船舶の数 平成 22 年：24 隻 平成 23 年：25 隻 平成 24 年：25 隻 平成 25 年：24 隻</p>
--	--	---

		<p>・ガソリンエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間 平成 22 年:252.4 時間 平成 23 年:243.8 時間 平成 24 年:204.6 時間 平成 25 年:618.5 時間</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本租税特別措置が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約 28%減少することとなり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間も同様に減少することが予想される。駆動時間の減少に伴い、海上及び海上からのテロ活動や薬物・銃器密輸等の取行を容易ならしめるほか、海上における人命救助活動が制約されることとなるなど、海上等における国民の安全・安心の確保に多大な悪影響が生じることが予想される。</p> <p>(購入できる軽油の量) ○ 平成 21 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 175 隻) (課税なし) (課税有り) ・ 軽油の単価 66.58 円/1L 98.68 円/1L ・ 購入できる軽油の量 3,560,230L 2,402,168L → 約 32.5%減少(△1158,062L)</p> <p>○ 平成 22 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 169 隻) (課税なし) (課税有り) ・ 軽油の単価 74.70 円/1L 106.80 円/1L ・ 購入できる軽油の量 3,554,756L 2,486,563L → 約 30.0%減少(△1068,193L)</p> <p>○ 平成 23 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 162 隻) (課税なし) (課税有り) ・ 軽油の単価 88.11 円/1L 120.21 円/1L ・ 購入できる軽油の量 3,423,064L 2,509,025L → 約 26.7%減少(△914,039L)</p> <p>○ 平成 24 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 158 隻) (課税なし) (課税有り) ・ 軽油の単価 92.34 円/1L 124.44 円/1L ・ 購入できる軽油の量 3,540,146L 2,627,121L → 約 25.8%減少(△913,025L)</p> <p>○ 平成 25 年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 151 隻) (課税なし) (課税有り) ・ 軽油の単価 98.18 円/1L 130.28 円/1L ・ 購入できる軽油の量 3,630,952L 2,736,429L → 約 24.6%減少(△894,523L)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該措置により発生する税収の減少額は、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合している。 警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全・安心を確保するために必要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実に資するための必要最小限の措置である。</p>

		<p>また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	水上警察活動は、都道府県警察の活動の一部であるから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解	なし。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 7 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

本租税特別措置等の寄与の程度をより分かりやすくするため、非常用電源装置の稼働可能時間を測定指標とし、本租税特別措置等が延長されなかった場合の非常用電源装置の稼働可能時間への影響を改めて検討した。警察庁で現在整備している非常用電源装置については1時間稼働させるのに必要となる平均的な軽油が5リットルであるため、事前評価書中<8③<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>欄に記載した「課税あり」の場合における「購入できる軽油の量」の減少量（過去5年間の平均値）から算出（年間平均軽油減少量6,466リットル÷1時間の稼働に必要な軽油量5リットル÷非常用電源を設置している無線中継所501か所）すると、非常用電源を設置している無線中継所1か所当たり年間2.6時間の稼働可能時間の減少が想定される。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」においては、船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の用に供する軽油の引取りに関する軽油引取税の課税免除の特例措置に係る適用額の合計が記載されており、警察の用に供する電気通信設備のみに係る適用額を分別することができないことから、同報告書に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税法に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本租税特別措置等の寄与の程度をより分かりやすくするため、本租税特別措置等がなかった場合の非常用電源装置の稼働可能時間への影響を改めて検討した。

- 非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される稼働可能時間
（年間の購入できる軽油の減少量÷1時間の稼働に必要な軽油量÷非常用電源を設置している全国の無線中継所数（実数））

平成22年度	2.1時間	(4,555÷5÷439)
23年度	3.5時間	(7,616÷5÷441)
24年度	3.8時間	(9,468÷5÷500)
25年度	2.7時間	(6,880÷5÷501)

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本租税特別措置等の寄与の程度をより分かりやすくするため、本租税特別措置等が延長されない場合の非常用電源装置の稼働可能時間への影響を改めて検討した。

- 非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される稼働可能時間
（年間の購入できる軽油の予想減少量（過去5年間の平均）÷1時間の稼働に必要な軽油量÷非常用電源を設置している全国の無線中継所数）

平成26年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)
27年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)
28年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)
29年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

点検項目⑨の欄で追加の補足説明をしたように、本租税特別措置等がなかったとすると過去4年間の非常用電源装置の稼働可能時間に2.1時間から3.8時間の減少という影響が認められ、災害等により商用電源が停電した際に警察通信機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じるおそれがあったことが認められる。

したがって、当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」において記載）は、「非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間」（点検結果表の別紙中⑨租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握において記載）の確保等の本租税特別措置等の効果に比して、警察活動に必要な通信を維持することによる国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

点検項目⑩の欄で追加の補足説明をしたように、本租税特別措置等が延長されないとすると将来の非常用電源装置の稼働可能時間が2.6時間減少することが予想され、災害等により商用電源が停電した際に警察通信機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じるおそれがあることが認められる。

したがって、当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」において記載）は、「非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間」（点検結果表の別紙中⑩租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測において記載）の確保等の本租税特別措置等の効果に比して、警察活動に必要な通信を維持することによる国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に本租税特別措置等が廃止されたとすれば、国庫が支弁した経費の一部が、都道府県税として都道府県の税収となる。しかし、都道府県警察の警察通信に要する経費に対する国庫の支弁は、あくまで例外的に行っている措置であるところ、その対象に見合う額以上の国庫が都道府県の税収となるのは、受益者負担の原則、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項及び第2項の趣旨に照らして適当でない。したがって、警察法第37条第1項及び第2項との関係上、都道府県に応分の負担を求めるべきであり、都道府県が国に対して財政的措置を講ずる手段がない以上、地方税である軽油引取税の免税措置によって応分の負担をするべきものであるから、本租税特別措置等を適用することが適切である。

また、警察法第78条（国有財産等の無償使用等）において、警察通信施設は都道府県警察に無償で使用させることができるとされており、これに基づき警察庁が整備・維持管理している警察通信施設を、都道府県警察は各種警察活動を行う上で活用している。このように、都道府県警察に無償で使用させている警察通信施設であるが、24時間365日にわたりその機能を途絶させることなく維持管理するため、警察庁として必要となる非常用電源装置を整備し、燃料となる軽油を確保しているところである。仮に本租税特別措置等が講じられないこととなれば、都道府県警察の活動を無償で支援する中で必要となる燃料に対して軽油引取税が適用され、そこで徴収された税が都道府県の財源となり、適切でない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）（地方税2）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働させることにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。その非常用電源装置に使用する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	情報通信局情報通信企画課
4	評価実施時期	平成26年7月（分析対象期間：平成21年4月～平成32年3月）
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年に非課税措置が恒久措置として定められた。平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は3年間の時限措置となり、これが平成24年に延長され、平成27年3月31日までの時限措置となった。
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国民の安全・安心の確保のため、災害発生時等に商用電源の停電が生じた場合であっても、警察の各電気通信設備に備えた非常用電源装置を稼働させることにより、救助救出、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項 ○ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定） 5(4)⑦ 地域警察活動の強化 7(1)③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 7(1)⑤ 現場警察活動を支える警察通信の体制強化 7(1)⑨ 情報通信システムの強化 7(1)⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保 ○ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）第3章2(1)（「救助・救急活動や警戒等に必要・・・通信資機材等の装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。」）
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成26年度実績評価計画書（平成26年3月 国家公安委員会・警察庁）</p> <p>基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保</p> <p>業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進</p> <p>業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化</p> <p>基本目標5 国の公安の維持</p> <p>業績目標2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処</p>

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の途絶を防止するため、無線中継所（非常用電源装置が設置できる無線中継所に限る。以下同じ。）における非常用電源装置の稼働態勢を充実させること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・無線中継所における非常用電源装置の設置率 ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、情報通信システムを全国に整備しているものであるが、災害等による商用電源の停電で警察通信施設の機能が失われた場合には、警察活動に重大な影響を及ぼすことから、これに対する対策が不可欠である。 課税免除措置がなされた場合、非常用電源装置の燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、非常用電源装置の設置率の上昇や非常用電源装置用燃料タンクの容量増加等、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られ、もって商用電源の停電時における警察通信の途絶の防止に寄与することが見込まれる。</p>
		①: 適用数等	<p>○ 将来の推計 平成 27 年度：23,880 リットル 平成 28 年度：23,880 リットル 平成 29 年度：23,880 リットル （算定根拠） 平成 21 年度から 25 年度の軽油使用数量の平均 （※ 無線中継所に設置されている非常用電源装置に関するもの。 実際には各年度の商用電源の停電状況により、軽油使用数量は異なる見込み。）</p> <p>○ 過去の実績 平成 21 年度：11,643 リットル 平成 22 年度：15,246 リットル 平成 23 年度：28,125 リットル 平成 24 年度：36,956 リットル 平成 25 年度：27,431 リットル （※ 災害の規模等によって各年度の商用電源の停電状況は異なるので、軽油使用数量も異なる。）</p>
		②: 減収額	<p>○ 将来の推計 平成 27 年度：約 77 万円 平成 28 年度：約 77 万円 平成 29 年度：約 77 万円 （算定根拠） 平成 21 年度から 25 年度の平均 （※ 実際には各年度の商用電源の停電状況により異なる見込み。）</p> <p>○ 過去の実績</p>

③: 効果・達成目標の実現状況	<p>平成 21 年度：約 37 万円 平成 22 年度：約 49 万円 平成 23 年度：約 90 万円 平成 24 年度：約 119 万円 平成 25 年度：約 88 万円 （※ 各年度の軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算定。災害の規模等によって、各年度の商用電源の停電状況は異なるので、減収額も異なる。）</p>
	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実することにより、商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の維持・確保が図られる。</p> <p>○ 過去の実績 ・無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数 平成 23 年度：0 件 平成 24 年度：0 件 平成 25 年度：0 件 ・商用電源の停電時における非常用電源装置の作動回数 平成 23 年度：73 回 平成 24 年度：82 回 平成 25 年度：94 回 （※ 作動時間が 2 時間以上となったものを計上。） 平成 23 年度から 25 年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実したことにより、平成 23 年度には 73 回、24 年度には 82 回、25 年度には 94 回、商用電源の停電が発生したものの、非常用電源装置が確実に作動し、警察活動に必要な通信の維持・確保という所期の目的が達成されたが、今後も同様の事態が発生した場合に、引き続き警察通信の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 ・無線中継所における非常用電源装置の設置率 平成 27 年度：100%（無線中継所数：501 箇所） 平成 28 年度：100%（無線中継所数：501 箇所） 平成 29 年度：100%（無線中継所数：501 箇所） （算定根拠） 平成 25 年度の非常用電源装置の設置率及び無線中継所数 ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数 平成 27 年：18 箇所 平成 28 年：18 箇所 平成 29 年：18 箇所 （※ 暦年での調査に基づく数。） （算定根拠） 平成 22 年から 25 年の平均</p>

		<p>燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、非常用電源装置の設置が促進されて設置率が100%となるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置も促進され、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られる。</p> <p>○ 過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線中継所における非常用電源装置の設置率 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度：89%（無線中継所数：493箇所） 平成23年度：89%（無線中継所数：495箇所） 平成24年度：100%（無線中継所数：500箇所） 平成25年度：100%（無線中継所数：501箇所） 容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年：5箇所 平成23年：5箇所 平成24年：14箇所 平成25年：47箇所 <p>（※ 暦年での調査に基づく数。）</p> <p>平成22年度から25年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されたことにより、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、非常用電源装置の設置が促進され、24年度からは設置率が100%となったほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置も促進され、非常用電源装置の稼働態勢の充実という所期の目標が達成されたが、引き続き非常用電源装置の稼働態勢を充実させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本租税特別措置が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約28%減少することとなり、非常用電源装置の設置の促進が阻害されるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置を進めるに当たり、燃料として必要となる軽油が購入できず、当該措置が阻害されることが予想される。非常用電源装置の設置の促進や、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置が阻害されることに伴い、災害等により商用電源が停電した際に、警察通信施設の機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じることが予想される。</p> <p>（購入できる軽油の量）</p> <p>○ 平成21年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">66.01 円／1L</td> <td style="text-align: right;">98.11 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">11,643L</td> <td style="text-align: right;">7,833L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約32.7%減少（△3,809L）</td> </tr> </table> <p>○ 平成22年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">75.33 円／1L</td> <td style="text-align: right;">107.43 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">15,246L</td> <td style="text-align: right;">10,691L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約29.8%減少（△4,555L）</td> </tr> </table> <p>○ 平成23年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">86.44 円／1L</td> <td style="text-align: right;">118.54 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">28,125L</td> <td style="text-align: right;">20,509L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約27.1%減少（△7,616L）</td> </tr> </table>		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	66.01 円／1L	98.11 円／1L	・ 購入できる軽油の量	11,643L	7,833L			→ 約32.7%減少 （△3,809L）		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	75.33 円／1L	107.43 円／1L	・ 購入できる軽油の量	15,246L	10,691L			→ 約29.8%減少 （△4,555L）		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	86.44 円／1L	118.54 円／1L	・ 購入できる軽油の量	28,125L	20,509L			→ 約27.1%減少 （△7,616L）
	（課税なし）	（課税有り）																																				
・ 軽油の単価	66.01 円／1L	98.11 円／1L																																				
・ 購入できる軽油の量	11,643L	7,833L																																				
		→ 約32.7%減少 （△3,809L）																																				
	（課税なし）	（課税有り）																																				
・ 軽油の単価	75.33 円／1L	107.43 円／1L																																				
・ 購入できる軽油の量	15,246L	10,691L																																				
		→ 約29.8%減少 （△4,555L）																																				
	（課税なし）	（課税有り）																																				
・ 軽油の単価	86.44 円／1L	118.54 円／1L																																				
・ 購入できる軽油の量	28,125L	20,509L																																				
		→ 約27.1%減少 （△7,616L）																																				

		<p>○ 平成24年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">93.20 円／1L</td> <td style="text-align: right;">125.30 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">36,956L</td> <td style="text-align: right;">27,488L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約25.6%減少（△9,468L）</td> </tr> </table> <p>○ 平成25年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">95.88 円／1L</td> <td style="text-align: right;">127.98 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">27,431L</td> <td style="text-align: right;">20,551L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約25.1%減少（△6,880L）</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>東日本大震災においては、東北5県で48箇所の無線中継所が停電したが、24時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができた。その他の災害等においても、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。</p> <p>このことから、当該措置により発生する税収の減少額は、警察通信の維持・確保という公益上の便益に比しては是認される範囲のものであると考えられる。</p>		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	93.20 円／1L	125.30 円／1L	・ 購入できる軽油の量	36,956L	27,488L			→ 約25.6%減少 （△9,468L）		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	95.88 円／1L	127.98 円／1L	・ 購入できる軽油の量	27,431L	20,551L			→ 約25.1%減少 （△6,880L）
	（課税なし）	（課税有り）																								
・ 軽油の単価	93.20 円／1L	125.30 円／1L																								
・ 購入できる軽油の量	36,956L	27,488L																								
		→ 約25.6%減少 （△9,468L）																								
	（課税なし）	（課税有り）																								
・ 軽油の単価	95.88 円／1L	127.98 円／1L																								
・ 購入できる軽油の量	27,431L	20,551L																								
		→ 約25.1%減少 （△6,880L）																								
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>都道府県警察の活動に必要な警察通信が確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。</p>																								
10	有識者の見解	なし。																								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年7月																								